

令和元年第3回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招集告示日	令和元年10月21日					
招集年月日	令和元年10月25日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和元年10月25日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	令和元年10月25日午後 2時55分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤克典	○
	2	阿部吉衛	○	9	木村洋子	○
	3	吉川淑子	○	10	関清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田龍寿	○
	5	菊地光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢一成	○	13	阿部幸一	○
	7	山崎泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	1 番 昆 清		2 番 阿部吉衛		3 番 吉川淑子	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士雅子		書記	齋藤絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤信逸	○	健康子ども課長	濱登新子	○
	副町長	甲斐谷義昭	○	建設課長	昆 健祐	○
	副町長	吉田雅之	○	建築住宅課長	芳賀道行	○
	技監	香木和義	○	上下水道課長	中屋佳信	○
	総務課長	甲斐谷芳一	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	古館 隆	○	教育長	佐々木茂人	○
	復興企画課長	川守田正人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱山智美	○
	会計管理者兼 税務課長	白土靖行	○	生涯学習課長	後藤清悦	○
	農林課長	川口徹也	○	監査委員	佐藤省次	○
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	佐々木真悟	○			
	長寿福祉課長	武藤嘉宜	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年第3回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

令和元年10月25日(金) 午前10時開会

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日 程 第 4 報告第13号 学校敷地内事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日 程 第 5 報告第14号 織笠漁港海岸災害復旧(23災町第664号)工事(ブロック3, 4)の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 6 報告第15号 平成30年度山田町財政健全化判断比率について
- 日 程 第 7 報告第16号 平成30年度公営企業会計における資金不足比率について
- 日 程 第 8 議案第47号 山田町保育園設置条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第48号 山田町印鑑条例の一部を改正する条例
- ~~日 程 第 10 議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(取下げ)~~
- ~~日 程 第 11 議案第50号 財産(動産)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて(取下げ)~~
- ~~日 程 第 12 議案第51号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて(取下げ)~~
- ~~日 程 第 13 議案第52号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて(取下げ)~~
- 日 程 第 14 議案第53号 オランダ島施設整備事業遊歩道等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 15 議案第54号 公共下水道山田管渠(31-1工区)布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 16 議案第55号 公共下水道山田管渠(31-2工区)布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- ~~日 程 第 17 議案第56号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて (取下げ)~~
~~日 程 第 18 議案第57号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて (取下げ)~~
日 程 第 19 議案第58号 令和元年度山田町一般会計補正予算 (第2号)
日 程 第 20 議案第59号 令和元年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第2号)
日 程 第 21 認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定について
日 程 第 22 意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
日 程 第 23 意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
日 程 第 24 同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第 1 山田町議会広報の編集に関することについて
追加日程第 2 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
追加日程第 3 山田町議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第 4 決算特別委員会の閉会中の継続審査について

令和元年10月25日

令和元年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの台風19号は、広範囲で土石流や河川の氾濫を引き起こし、各地に深刻な被害を与えています。全国で85名の方が、また県内では2名の方がお亡くなりになり、9名の方がいまだ行方不明となっております。本町においても住宅への浸水や土砂災害など甚大な被害を受けております。改めて被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた皆様に深く哀悼の意を表します。

ここで犠牲になられた皆様に黙祷をささげ、ご冥福をお祈りしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。皆様ご起立お願いいたします。黙祷。

(黙祷)

○議長(昆 暉雄)

黙祷を終わります。ご着席願います。ご協力ありがとうございました。

ここで、町長より台風19号における被害状況について説明したい旨申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長(佐藤信逸)

議会の冒頭、議長のお許しを得たとはいえ、このような貴重な時間をいただけたことに心より感謝を申し上げたいと、そう思っております。

このたびの台風19号で被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。被災された皆様方のために、迅速、正確にしっかりと職員一同行動してまいりたいと、そういうふうに思っております。また、今議会の開催に当たり、一般質問の取り下げや日程の変更など多大なご迷惑をおかけしたわけでございます。議員各位には、深いご理解をいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、10月12日土曜日から13日日曜日未明にかけ、過去に例のない集中豪雨に当町は見舞われたわけでございます。田の浜、船越、大浦を中心に、東日本大震災以来の大きな被害となったわけであり、幸いにして人命に被害はなかったものの、被災なされた方々には改めて心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

家屋の被害は、現時点で全壊13戸、大規模半壊15戸、半壊51戸、一部損壊111戸に上る報告を受けているところでございます。また、被災された方々には、23日午後から罹災証明書を発行しているところでもございます。

土木施設の被害として、道路50路線、河川22河川、公園3カ所、その他の施設で路面の崩落、損壊、流失、土砂堆積、中小河川の氾濫、土砂の流出が発生しているところでございます。農林道も同様の被害が発生しております。船越家族旅行村キャンプ場は、土石流で大きく損壊をしております。ライフラインは、四十八坂地区で土砂崩れによる断水、大浦地区は貯水池への土砂流入により断水が発生、現在は復旧いたしました。大沢、織笠、大浦、船越地区の一部で停電がありましたが、現在は復旧してございます。このように船越地区を中心に全町で大きな被害となっているところでございます。

わけても田の浜地区は、大雨による土石流が発生、排水路が土砂で閉塞、結果防災緑地の盛り土がダム化し、床上浸水を招いたということでございます。浸水は深夜であり、人的被害も懸念されたわけですが、消防団第2分団の活動で住民の避難が行われ、このことには心より感謝を申し上げる次第でもございます。田の浜地区の被災要因については、第三者の知見や調査などでしっかりと検証していかなくてはならないと、そういうふうに思っております。

甚大な被害の応急復旧のため、自衛隊の災害派遣をいち早く緊急要請をいたしましたところでございます。第9師団の第5普通科連隊、第9特科連隊など陸上自衛隊と航空自衛隊山田分屯基地第37警戒隊が10月14日月曜日から20日日曜日まで、被害がひどかった田の浜地区ほかで応急復旧活動を展開していただいたこのことには町民を代表して解散式に感謝を伝えてございます。国土交通省からはテックフォースの派遣、社会福祉協議会では10月16日から災害ボランティアセンターを開設、そして運営を今続けておる最中です。

被災者支援として、避難所の開設はもとより、食糧の供給を初め、災害ごみの回収を10月14日月曜日から続けてございます。応急仮設住宅の入居を10月20日日曜日から開催したところでございます。現在32戸が入居を予定している、希望しているということでございます。

被災地視察の方々に被災の現状をしっかりと説明、そして支援を要請したところであります。鈴木自民党総務会長がおいででございまして、田の浜地区を見、三鉄の被害も見ていただきましたが、その後当町において防災緑地の構造、その他被害状況をつぶさに報告を申し上げ、今後の財政的支援をぜひお願いしたいということを強く申し上げ、心したというような返事をいただいたところでございます。横山復興副大臣も公明党の方々と視察においででございましたし、自民党県議団並びに共産党県議団の方々も当町に入ってください、現状を説明したところでございます。私自身も10月23日水曜日に達増知事並びに沿岸被災市町村長とともに農林大臣に直接お会いし、また国土交通御法川副大臣にお会いし、内閣府、総務省、それぞれの政務官にもお会いし、直接状況をお話し申し上げ、ぜひにも先般の8年7カ月前の大震災と同じような支援体制を財政面でも人的な部分でも強くお願いしてき

たところでございます。また、被災者の支援の財源とするために、義援金並びにふるさと納税緊急寄附金の受け付けを今現在開始している、進めているところでございます。

今後は、被災者の生活支援、再建支援、道路等の応急復旧に取り組む一方、被災箇所の本格復旧と財政支援の要請を国に強く強く要望していくところでございます。県にも同様なことをお願い、要請し続けるというところでございます。今後は、土砂、浸水災害に備えるため、改良復旧、事前防災に取り組む所存でございます。ぜひ議会の皆様方にもご理解の上、ご協力をお願いしたいと、そう思っております。

なお、現時点での被害と詳細については、全員協議会でご説明させていただく時間を設けておりますので、ひとつそちらのほうでご報告させていただくところでございます。

以上申し上げ、報告とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時11分休憩

午前10時24分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

ただいまから令和元年第3回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

先ほど町長から今定例会に提案予定の議案のうち議案第49号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 財産（動産）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第51号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、議案第52号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて、議案第56号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、議案第57号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、以上6件の議案について撤回の申し出があり、これを許可したので、報告します。

なお、お手元に配付の議案日程中、撤回を許可した日程第10、議案第49号から日程第13、議案第52号まで及び日程第17、議案第56号並びに日程第18、議案第57号については、本日の議事日程から削除し、

当該日程番号を欠番とします。

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き並びに例月出納検査報告の受理、宮古地区広域行政組合議会会議結果報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、令和元年第2回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。

行政報告書（事業関係）でございます。1、ふる里山田同郷の会総会。期日、令和元年6月16日日曜日。場所、東京都東京ガーデンパレス。参加者、186人。主催、ふる里山田同郷の会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者として、昆議長に出席していただいております。担当課、水産商工課。

2、山田町復興記念まちびらき。期日、令和元年6月30日日曜日。場所、山田中央公園。参加者、約600人。主催、山田町。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、復興企画課。

3、山田パドルフェス。期日、令和元年7月28日日曜日。場所、浦の浜海水浴場。参加者、約900人。主催、山田町、一般社団法人山田町観光協会。内容、マリンスポーツ体験会、シーカヤックレース。担当課、水産商工課。

4、いのちを守る森づくり植樹祭 in 山田町2019。期日、令和元年8月4日日曜日。場所、田の浜地区防災緑地公園。参加者、約400人。主催、山田町、公益財団法人鎮守の森プロジェクト。町関係出席者、私ほか。担当課、復興企画課。

5、令和元年度山田町戦没者追悼式。期日、令和元年8月24日土曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、約180人。主催、山田町、山田町戦没者遺族連合会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、長寿福祉課。

6、山田町立学校給食センター完成式典。期日、令和元年9月26日木曜日。場所、山田町立学校給食センター。参加者、約60人。主催、山田町。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、学校教育課。

7、山田町喜寿を祝う会。期日、令和元年9月28日土曜日。場所、山田町中央公民館小ホール。参加者、119人。主催、山田町、山田町社会福祉協議会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、阿部幸一副議長、以下お目通しをいただきたいと思います。担当課、長寿福祉課。

8、100歳長寿祝金贈呈（山田町社会福祉憲章条例第12条）。期日、令和元年10月3日木曜日。氏名、山口キミ（大正8年10月3日生まれ・豊間根）。場所、平安荘。贈呈者、私でございます。担当課、長寿福祉課。

行政報告書（要望関係）でございます。

1、要望期日。令和元年8月20日火曜日。

2、要望先。岩手県知事、達増拓也。応対者、石川沿岸広域振興局長ほかでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

3、出席者。(1)、山田町、私ほか、お目通しをいただきたいと思います。(2)、山田町議会、昆町議会議長、以下お目通しをいただきたいと存じます。

4、要望事項と回答。

(1)、秋サケの資源回復について。県では、サケ稚魚の減耗要因を解明するため、耳石温度標識を用いた移動・成長分布調査や水産技術センターの「さけ大規模実証試験施設」でサケ種苗の生産工程全てを検証するなど、さまざまな調査研究に取り組んでいる。引き続き資源の早期回復のため、調査、研究、指導に取り組むとともに、広域的な調査の実施を国に対して要望していく。

(2)、防潮堤及び水門の早期完成について。被災した防潮堤や新たに整備が必要な区間の防潮堤については、工程管理に万全を期し、引き続き早期完成を目指し取り組んでいきたい。水門については、大沢川ではことし7月にゲートの据えつけを終えたところであり、残る上屋等の工事を進めていく。関口川、織笠川については、ゲートを支える石柱工事を終えたところであり、川を半分に仕切って工事を進めている状態を一刻も早く解消できるよう早期完成に努めていく。

(3)、町内二級河川の適正な維持管理について。関口川については、昨年度までに北っ子橋付近の河道掘削を終えたところであり、織笠川については、昨年度台風10号で越水した礼堂地区根井沢橋上流において河道掘削及び立木除去を実施したところである。津軽石川、荒川川については、昨年度創設された「公募型土砂撤去制度」の導入を検討していく。大沢川については、アシが生い茂っていることから、ことしの秋に刈り払いを行う予定である。引き続き現地の状況を確認しながら、適正な河川の管理に努めていきたい。

(4)、県立山田病院の診療体制の充実について。常勤医師の配置については、引き続き診療体制の維持に取り組んでいく。整形外科の常勤医師の配置は、医師の絶対数が不足しており非常に厳しいが、リハビリテーション科の職員配置は昨年度から山田病院への応援を強化するため理学療法士を1名増員している。看護師の確保は、県の経営計画に従い必要な人数を確保しており、昨年度は退院を調整する看護師1名を増員したところである。

(5)、いそ根資源の回復について。回答は、後日文書により行うこととした。

(6)、被災地通学支援事業の継続について。回答は、後日文書により行うこととした。

行政報告書（防災関係）でございます。

1、山田町総合防災訓練。期日、令和元年10月6日日曜日。場所、山田町全域及び船越家族旅行村。参加者数、750人。内容、通信情報連絡訓練ほかお目通しをいただきたいと存じます。担当課、総務課、消防防災課。参加団体、山田町消防団、以下お目通しをいただきたいと存じます。

2、災害対策本部設置。大雨特別警報、大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、波浪、洪水、高潮警報（台風19号）。設置期間、令和元年10月12日土曜日、16時設置、継続中でございます。従事者、消防団員、災害対策本部職員、全支部職員。被害、調査中。

10月12日から14日までの避難勧告発令等の状況でございます。警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始発令、10月12日16時から12日18時。警戒レベル4、避難勧告発令、10月12日18時から13日の零時27分。警戒レベル4、避難指示（緊急）発令、10月13日零時27分から14日零時19分。警戒レベル5、災害発生情報発令、10月13日1時30分。土砂災害警戒情報発表、10月12日21時30分から13日19時55分。最大避難者、311世帯635人、13日5時現在でございます。

10月18日から19日までの避難勧告発令等の状況。警戒レベル4、避難勧告発令、10月18日17時15分から19日19時。最大避難者、79世帯145人、19日零時から5時。

自衛隊災害派遣について。期間、令和元年10月14日月曜日から令和元年10月20日日曜日まで。人員、延べ1,860人。活動地域、田の浜、船越、大浦、大沢、豊間根、織笠。

3、災害警戒本部設置。大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報。設置期間、令和元年8月28日水曜日1時14分設置、令和元年8月28日水曜日16時57分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、土木施設、被害額4,011万8,000円（河川護岸洗掘及び崩落、町道路肩崩落等）。学校施設、被害額680万円（船越小学校校庭北側のり面崩落）。林業施設、被害額254万円（林道のり面崩落及び林道路面洗掘等）。観光施設、被害額50万円（荒神観光車道路面洗掘）。社会教育施設、被害額42万2,000円（織笠コミュニティ広場土砂流出）。

大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報。設置期間、令和元年10月4日金曜日19時48分設置、令和元年10月4日金曜日23時55分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、1番昆清君、2番阿部吉衛君、3番吉川淑子さん、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日一日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定しました。

○議長(昆 暉雄)

日程第3、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

ここでお諮りします。円滑な議会運営のため、地方自治法第106条第3項の規定により、任期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、任期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

○議長(昆 暉雄)

日程第4、報告第13号 学校敷地内事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(箱山智美)

報告第13号 学校敷地内事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、報告申し上げます。

初めに、2ページ目の4、損害賠償の原因をごらんください。本件は、令和元年8月6日、午後2時ごろ、山田町立豊間根小学校駐車場内において、同校臨時校務員が刈り払い機による除草作業を行っていた際、飛び石により相手方所有の車両サイドガラス及びドアを破損し、損害を与えたものであります。

次に、示談書をごらん願います。当事者、甲は山田町長であります。乙の車両の所有者は、宮古市小山田二丁目3番28号、佐藤和信様であります。本件事故につきましては、9月27日に示談を取り交わしており、損害賠償額35万8,935円は岩手県町村会加入の総合賠償補償保険から全額支給されることとなっております。

このような事故を起こしたことに對し、深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないよう職員初め校務員には除草作業をする際は周囲の状況を把握するなど安全確認に心がけ作業するよう指導を徹底してまいります。

以上、学校敷地内事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を終わらせていた

できます。よろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第13号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、報告第14号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック3、4）の請負変更契約の専決処分報告についてを議題とします。

報告を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

報告第14号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック3、4）の請負変更契約の専決処分報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第1回山田町議会定例会において議案第32号として請負金額22億5,504万円で議決をいただき、その後2回の変更議決をいただき、請負金額25億7,486万4,720円で株式会社奥村組・吉川建設株式会社・株式会社港建設特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、現地精査に伴う根入れ等の見直しにより、直立堤のコンクリート量を2万5,550立方メートルから2万5,430立方メートルに減じたものです。このほか工事完了へ向け数量を精査したことによる変更となります。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額25億7,486万4,720円から、消費税込み金額459万円を減じた金額25億7,027万4,720円で、去る10月15日に請負変更契約を締結したものであります。

以上、報告としますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

10番。

○10番関 清貴議員

2点ほど質問したいと思います。1つは、立派な防潮堤ができて、津波に対しては安心なのですが、先ころありました台風19号の災害でもわかるとおり、前のほうから来る水に対しては頑丈なのができて上がるわけですが、この織笠の防潮堤に関しましては排水等については何年確率で排水路を

設計したか教えてください。そしてまた、立派に防潮堤ができて、この周辺、作業保管施設等があるわけですが、それらの舗装については防潮堤の工事がある程度できてから舗装するということで聞いておりましたが、もうほぼでき上がったと思いますが、それらの舗装工事等も行われているのか行く予定なのか、その辺2点についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、1点目の排水の関係ですが、資料をお持ちしていないので、ちょっと今お答えはできませんが、2点目のほうなのですが、作業施設の周辺の舗装というところで、現在別の工事が2件ほどやっております、その中で対応するという事ですので、今年度行うということになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。まず、きょう資料が持ってきていないということですが、その辺十分考えて設計していると思うので、教えていただくようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長、すぐ取り寄せるにいいのですか。

暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

資料が多課にまたがっているため、資料が複雑になっているということでございますので、来次第説明を求めますので、進行いたします。来たら説明をさせますので、10番、ご了解賜りたいと思います。

以上で報告第14号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、報告第15号 平成30年度山田町財政健全化判断比率について及び日程第7、報告第16号 平成30年度公営企業会計における資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

報告第15号 平成30年度山田町財政健全化判断比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定された健全化判断比率について、平成30年度の決算見込みにより算定したものであります。この比率は、毎年度実質的な赤字や特別会計、公社、第三セクターなどを含めた実質的な将来負担などに係る指標について議会への報告と公表が義務づけられているものであります。

2枚目の平成30年度山田町財政健全化判断比率をごらんください。実質赤字比率は、一般会計で生じている実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものであります。本町においては、実質赤字が生じておりませんので、算定はされません。連結実質赤字比率は、一般会計のほか、国民健康保険や水道事業会計など、本町の8会計全ての会計で生じている実質赤字額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、本町においては全ての会計で実質赤字が生じておりませんので、算定はされません。実質公債費比率は、一部事務組合への負担金や特別会計への繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に当たるものを算入され、実質的に一般会計で負担すべき公債費の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、7.8%と算定されました。なお、基準値は、早期健全化基準が25%、財政再生基準は35%であり、本町の比率はこの基準値を下回っております。将来負担比率は、一般会計の地方債現在高や一般会計以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計からの繰入見込額、一部事務組合等の地方債の償還に充てる本町負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込額、第三セクターなどへの損失補償等に係る負担見込額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政に対する割合をあらわしたものであります。平成30年度においては、マイナスとなることから数値は算定されません。昨年度の本比率は19.8%でしたが、今回本比率がマイナスとなった主な要因は、一般会計における地方債現在高が増額となったものの、公営企業債等繰入見込額や退職手当の支給予定額が減額になったことなどにより数値が減少したものと分析しております。なお、基準値の早期健全化基準は350%であり、本町の比率はこの基準値を下回っております。

次のページをお開きください。資料として監査委員からの審査意見書の写しを添付しましたが、いずれの比率についても良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

続きまして、報告第16号 平成30年度公営企業会計における資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に規定された公営企業会計における資金不足比率についてであります。この資金不足比率は、地方財政法上という公営企業会計を対象としており、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すもので、一般会計という実質赤字比率に相当するものであります。

2枚目をお開きください。本町で対象となる会計は、平成30年度山田町水道事業会計、平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計、平成30年度山田町公共下水道事業特別会計となります。以上、いずれの会計でも決算の資金不足は生じておりませんので、算定の対象とはなりません。なお、参考までに申し上げますと、資金不足比率の経営健全化基準は、それぞれ20%であります。

次のページをお開きください。資料として、監査委員からの審査意見書の写しを添付しましたが、それぞれの会計について全て良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第15号、報告第16号を終わります。

○議長（昆 暉雄）

10番に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

先ほどの10番議員の織笠漁港の防潮堤の排水路の部分についてお答えをいたします。

ここの排水路の工事については、織笠跡浜地区の区画整理の排水路事業として進めておるところでございます。確率年でございますが、10年確率ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番、いいですか。

○10番関 清貴議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第47号 山田町保育園設置条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

議案第47号 山田町保育園設置条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、同年10月1日から施行されたことに伴い、この法律に対処するため関係条項を整備したもので、去る9月24日に専決処分したものです。施行日は、原則として令和元年10月1日となっております。

主な改正内容は、用語の整理、規定の整備、基準の新設などですが、新旧対照表での説明は省略し、主な改正部分についての説明とさせていただきます。

それでは、新旧対照表の次にあります議案第47号説明資料、山田町保育園設置条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。改正される条項の主なものについて説明いたします。初めに、第1条による改正（資料1関係）の第3条、保育料及び第2条による改正（資料2関係）の第2条、保育料の徴収並びに4ページに参りまして第4条による改正（資料4関係）の第2条、利用者負担額につきましては、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める用語の整理を行うものです。

1ページに参りまして、第3条による改正（資料3関係）です。題名につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の後に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を追加し、題名を改めるものです。次に、第5条、内容及び手続の説明及び同意につきましては、利用者負担は満3歳未満の子どもの保護者に限ることから、規定の整備をするものです。

2ページに参りまして、第13条、利用者負担額等の受領につきまして、満3歳以上の子どもの副食費について、特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用とするものです。ただし、年収約360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもの副食費は除くことと規定の整備をするものです。

次に、第35条、特別利用保育の基準及び第36条、特別利用教育の基準につきましては、特定教育・保育施設が特別利用保育または教育を提供する場合に、施設型給付費に特例施設型給付費を含むことについて追加するものです。

次に、3ページをごらんください。第38条、内容及び手続の説明及び同意、第46条、運営規程につきましては、3歳以上の利用者負担額は無償となることから、規定の整備をするものです。

次に、4ページをごらんください。第53条から第61条、趣旨等につきましては、新たに創設される施設等利用給付制度の実施に当たり、利用料の受領及び領収書等の交付、記録の整備等について基準の新設をするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第47号 山田町保育園設置条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第48号 山田町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

議案第48号 山田町印鑑条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、旧氏を印鑑登録原票の登録事項に加え、印鑑登録証明書に記載すること及び個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等での同証明書の交付を可能とするため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条は、住民基本台帳法施行令の規定内容に沿って改めようとするものです。第3条は、印鑑登録をする場合の旧氏の定義と外国人住民の印鑑登録の方法について規定しようとするものです。第5条は、印鑑登録の申請を代理人が行った場合における申請者本人の意思確認の方法と印鑑登録原票への旧氏の登録について改めようとするものです。第12条は、住民基本台帳法施行令の規定内容に沿って改めようとするものです。第13条は、印鑑登録を抹消するときの事由に旧氏の変更があった場合も加えようとするものです。第14条は、印鑑登録証明書を交付する場合において、第1項第2号では旧氏の記載がある場合には旧氏を表記すること、また第2項では窓口用の端末装置に加えて多機能端末機によって証明書を交付することができるよう規定しようとするものです。第15条は、印鑑登録証明書の交付について、改正後の第3項及び第

4項において個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの提示でも可能となるよう規定し、改正後の第6項においてその個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から証明書を交付できるように改めようとするものです。

次に、改正本文、2ページをごらんください。附則であります、この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同日の令和元年11月5日から施行しようとするものです。ただし、個人番号カードによる申請とコンビニエンスストア等での交付に係る改正規定は令和2年1月20日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第48号 山田町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第53号 オランダ島施設整備事業遊歩道等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議案第53号 オランダ島施設整備事業遊歩道等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、東日本大震災により被災したオランダ島の早期の復興を図るため、損壊した遊歩道、平

場、避難路及びのり面を整備するものです。

それでは、工事の概要について別紙資料により説明いたします。資料2をごらんください。色つきで表示している部分が施工箇所、遊歩道改修は施工延長618メートル、平場の造成工は188.5平方メートル、避難路改修は23.1メートル、のり面保護として植生マット工360平方メートル、ジオセル工15メートルを整備するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき9月3日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、大坂建設株式会社1者の応札があり、9月26日に開札を行い、落札候補者に大坂建設株式会社を指名しました。その後、資格の確認を行い、10月2日に落札者に決定し、同日仮契約を締結したところであります。契約金額は、消費税及び地方消費税の額926万円を加えた金額1億186万円で、工期は令和元年11月1日から令和2年3月19日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

資料2の標準断面図のC-C'なのですけれども、捨て石の上のほうにコンクリートを注入処理となっているのですけれども、この改修前の歩道は自然の状態を生かして、その間にコンクリートの歩くところが設置されていたと思うのですけれども、それが全面的にこのように捨て石を使って、もとの自然の石が見えないような形になってしまうのかどうかについてお答えをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

もともとあった石が見えなくなるといった状況にはなろうかと思いますが、その分の石を上から捨て石として活用するということになります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

もともとの自然の形の上に捨て石をすると魅力が半減すると思うのですけれども、もともとの自然のままの状態を利用して、それを補完する形で歩けるようにしたほうが魅力が減らないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

遊歩道の整備に関しては、いろいろ方法があるわけなのですが、環境省との協議の中で一番自然に近い形でというのが争点というところになりました。本来であれば安全柵等も必要なかもしれませんが、あくまで自然に近い形での整備というところで捨て石による対応ということになります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

捨て石による対応ということで、自然に近い形とは言うのですけれども、もともとの海岸線があつて、自然石があつて、その間を歩くところが魅力だと思うのですけれども、その部分に捨て石をするということは、もともとの海岸線を歩く楽しみのようなものが減ると思うので、3回目なので、原状をできるだけ生かす形で整備をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議員のおっしゃることはわかるのですが、まず安全面という部分もございますので、潮の満ち引き等がございまして、きょうは通れたけれども、あしたは通れないというようなこともありますので、そういった潮位の部分も想定しながら遊歩道は整備していくということになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。2番。

○2番阿部吉衛議員

いよいよ長年の念願がかなって遊歩道ができるということは、とても私はずっといろいろ活動してきましたが、その中でこうやって今赤く示されて、遊歩道ができるということなのですが、その中で避難階段とか避難通路の連結道はどうなっていましたでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

避難階段についてなのですが、擬木で安全柵をつくり、階段をつくっての整備という形になります。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

工事期間が11月1日から令和2年3月19日までとなっていますが、これから冬場をかけて工事をしなければならぬと、結構波風が強いものですから、やはり先ほどの議員の方も質問しておりましたが、どうしても私もずっと言っていました、やっぱり地盤がよくないと、要するに毎年毎年砂が結

構なくなるのです。やっぱりこういうやり方をしないと、どうしても表のほうの砂浜も少なくなっています。裏のほうもそうなのです。下の裏のほうは砂鉄土が多くて、結構コンクリートとかそういう捨て石をやらないと遊歩道は確保できないと思います。しけに対応できるようにと、これから結構南風、北風も多くなりますので、結構のり面も崩れていますので、その辺も考えて工事のほうを進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

要望にさせていただきます。

10番。

○10番 関 清貴議員

私からは、2点ほどお聞きしたいと思います。今話題になっているように、自然の岩がなくなって、捨て石ですか、石が敷かさるということで、岩肌はもう見えなくなるのかなと思って、小さいころ、ここでいそ遊びなんかした経験を持っていますので、少し寂しい思いはするのですが、そこでこのような石畳にするということに、捨て石にするということで設計を立てた、この設計をした方々は一応専門的知識を持って学術的というか、そのような考え方でもこのような方法がいいということで町のほうにお話があったのか、それでこのような施工になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

またもう一点は、ここをどこが管理して、事業主体が町ですので、町が管理するというのはわかるのですが、ここは低気圧のたびに結構被害、被災を受けている島でございます。それらについて、これが大規模に被災を受けた場合の補助事業とか、そのような道があるのか、その場合の手当てはどのような形でやっていくのか、災害時のそういう考え方について、町の考え方についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず1点目の技術的な部分になりますが、ここに至るまでなのですが、コンサルのほうに委託はかけております。その後水産庁、復興庁、環境省、この3つの省庁とやりとりをしながら、認められる部分、だめな部分というところでこれまで進んできたというところでございます。その協議が7月に調ったということで事業が始まったということで、最善の環境というか、考えられる、できる範囲での事業の施行ということになります。

あとは災害があった場合の対応ということですが、観光施設については補助事業、災害復旧事業というのはありませんので、もしそういった災害が来た場合は単独費という形になるかと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

さまざまな観光関係省庁のヒアリングを受けながら、指導を受けながらこのような設計内容になったということですが、町としてここを本当にオランダ島、何か非常にここを観光拠点として考えているわけですが、果たしてその意に沿った風景というか、砂浜があって、透明な海があるというのが売りだったわけですが、それらについて町の考え方とびったりする工法でこのようなことを考えたのかどうか、そこを確認したいと思いますし、災害復旧については観光施設なのでないと、そういうことでもし災害が起きた場合に何年もここをほっておくというようなこともあり得るのかなと思うのですが、観光施設ですので早急に速やかによい環境にして観光客を迎え入れるというのも必要でしょうから、その辺について災害が起きた場合のことをもう少し、災害復旧では認められないという回答だけでは納得できないのですけれども、そうした場合にどのような復旧をするか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

漁業と観光ということで、そういった意味でそれを象徴するのがまずオランダ島であります。そういったことで、町のイメージに合致しているかという点だと思いますが、それに合致した整備スタイルではないかなというふうに考えております。

それと災害時の対応ということですが、まずやっぱり生活基盤のほうの整備が当然最初になりますので、観光というのはまずその後ということになるかと思えます。いずれ危険な状況があると思うのですが、そういった緊急の場合については整備が当然必要だと、そういった形で進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

わかりました。町の観光のほうに合致する、もちろんこのようなのを町の施行でつくるから、そのような考えのもとにやったというのはわかりますが、そのような考えをきちんと持って、これからも考え方でこの島を守ってってもらいたいと思います。

そして次に、災害が起きた場合の考え方は生活優先、それはそのとおりだと思いますが、このような経費をかけてやるものですから、一応災害が起きたときの担保というのもきちんと考えておかなければ、そのときの災害の状況によって予算がつくか、それとも復旧するか復旧しないか、それともトップの判断でしょうが、ここはもうあきらめるということになるかもしれません。結局このような立

派な施設をつくるのですから、その辺についてもきちんとした考え方で進めるべきでないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

どういった担保というか、そういう話になるかはわかりませんが、大事な観光資源であるという視点に立って、緊急であれば整備が必要だし、まだ大丈夫であれば後回しというふうな形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

黄色の平場の件です。隣がイメージ的には砂場だと思うのだけれども、このつくりで本当にもつのかどうか1点と、もう一点は、ここに平場をつくった意味は。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

こちらは捨て石を周りに積んで、その中に今プール状のところに工事で出た残土を敷き詰めるというところで、なぜこれをつくったかというところなのですが、夏場に出店者がここで店を出すとか、そういった感じでここをつくっております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

目的はわかりました。そうなったときには、今後これにいろんな付随する建築物とかも出てくると思うのだけれども、そういうところまでは、もう今出店も考えていると回答があったのだから、何かまた手を加えるということがあるのかがもう一つ、もう一点は、今まで私見てきたところで周りに石を組んでというのはちょっともろいのではないかなという考えがありますけれども、そこはもう一回答弁ください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

石の大きさなのですが、0.5トンから1トンという石を使用しますので、相当な基礎ができるというような感じで見ておりますので、その上に砂ではなくて、まさ土を使うというところがございます。

あとこの施設のところに建物を建てるかと、基本的には町では建物は建てませんが、環境省のほうでトイレと更衣室、それは別途で整備する予定にしております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

そこで、トイレ等をつくったときの、やっぱり前の議員が言ったとおりの維持管理、あとはどういうふうなそれを維持していく、運ぶというのがもうイメージできるのだけれども、そこまで運ぶ、汚物、そこいらのイメージはできていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

協議についてはこれからというところになります。ただ当然町に管理をお願いされるというような形になろうかなとは考えておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第53号 オランダ島施設整備事業遊歩道等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第15、議案第54号 公共下水道山田管渠（31—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決

を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第54号 公共下水道山田管渠（31—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

公共下水道事業の山田処理区は、公共下水道事業計画に基づき、供用開始区域拡大のため順次整備を進めているところであり、今回の工事は織笠、境田町、長崎及び飯岡地区の未施工区間の施工となります。

それでは、工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。黒い線で表示した区間は施工済み区間で、今回の施工区間は赤い線で表示しております。工事概要ですが、工事施工延長は1,347.2メートルで、開削工法により管径150ミリの自然流下管を1,146.4メートル、管径100ミリの自然流下管を73.8メートル、管径75ミリの圧送管を127メートルとすることになります。そのほかマンホール設置工を48カ所、取り付け管及びます設置工を119カ所、舗装復旧などの附帯工一式であります。

次に、資料3をごらんください。図面左、上側が開削工法の標準断面図であります。図面左下及び右側が汚水ます取り付け管及びマンホールの構造図であります。

次に、請負契約についてご説明いたしますので、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により、山田町営建設工事資格者名簿の土木工事を入札参加資格者として8月20日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行いました。その結果、株式会社港建設1者の応札があり、9月10日に開札した結果、株式会社港建設を落札候補に指名いたしました。その後、資格確認を行い、9月12日に落札者に決定し、9月24日に仮契約を締結したところであります。請負金額は、消費税及び地方消費税額860万円を加えた9,460万円で、工期は令和元年10月31日から令和2年3月27日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。5番。

○5番菊地光明議員

1つだけ確認ですが、これ9月24日の仮契約なのですが、この場合消費税は8%のままでいくのでしょうか、それとも10月だから10%になるのですか、その辺の確認だけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

契約の点でお答えさせていただきます。

契約日が9月であっても、工事の完成期日が10月1日以降であれば消費税10%適用になりますので、

10%で計算しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

よろしいですか。ほかにありませんか。10番。

○10番関 清貴議員

この工事が始まって、長崎地区内結構舗装がぼこぼここというところが多いわけですが、この工事が終わった後、何年後ぐらいに全面的な舗装、やっているところはやっているのですけれども、きれいに舗装したところも箇所があるのですけれども、そういう箇所もありますが、これからこの工事によって生じたでこぼこをいつ補助事業で舗装にするのか、完全な舗装にするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

工事の管を埋設した後は、落ちつき等を見るために敷き砂利等である程度の期間を置く格好になります。この工事については、年度末に議会のほうにもお願いすることになりますけれども、工期延長という格好になりますので、来年度も、時期については場所によって違いますが、来年度落ちつき等を見てなるべく早い時期に本復旧、舗装を行いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。早い時期というのもわかります。ところが、実際総合計画のほうでこの地区、長崎、飯岡地区のほうでは側溝の改修も総合計画で見えております。それとの整合性を図りながら舗装を考えているのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

関議員ご指摘のとおり、長崎地区の側溝整備もございますので、建設課の側溝の整備と同調しながら舗装するという形になります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

上下水道課ではそのような考えで進めているわけですが、果たして建設課でも上下水道課の工程に合わせて総合計画にある側溝を計画しているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ご質問のとおり、建設課のほうでも長崎地区の下水道工事と調整を図りながら努めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第54号 公共下水道山田管渠（31—1工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第16、議案第55号 公共下水道山田管渠（31—2工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第55号 公共下水道山田管渠（31—2工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

公共下水道事業の山田処理区は、公共下水道事業計画に基づき、供用開始区域拡大のため順次整備を進めているところであり、今回の工事は飯岡地区の未施工区間の施工となります。

それでは、工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。黒い線で表示した区間は

施工済み区間で、今回の施工区間は赤い線を表示しております。工事概要ですが、工事施工延長は1,456.7メートルで、開削工法により管径150ミリの自然流下管を施工します。そのほかマンホール設置工57カ所、取り付け管及びます設置工103カ所、舗装復旧などの附帯工一式であります。

次に、資料3をごらんください。図面左、上側が開削工法の標準断面図であります。図面左下及び右側が汚水ます取り付け管及びマンホールの構造図であります。

次に、請負契約についてご説明いたしますので、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により山田町営建設工事資格者名簿の土木工事を入札参加資格者として8月20日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行いました。その結果、株式会社堀合建設1者の応札があり、9月10日に開札した結果、株式会社堀合建設を落札候補に指名いたしました。その後資格確認を行い、9月12日に落札者に決定し、9月24日に仮契約を締結したところであります。請負金額は、消費税及び地方消費税額960万円を加えた1億560万円で、工期は令和元年10月31日から令和2年3月27日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

この議案も前の議案もですけれども、応札1者だけなのですけれども、業者のほうは忙しくて応札が1者しかないのかどうか、その事実の見方をお願いします。あと落札率についてもお願いします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

応札者1者ということについては、ちょっとこちらのほうからはあれなのですが、ただ飯岡、長崎地区は建物、家屋が入り込んでいまして、工事がなかなか複雑多岐な工事になります。あと交通規制等も入ってきますので、前に施工していた工事の延長というような形で1者になっているのかなという感じはしております。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

落札率につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

6番、いいですか。

○6番黒沢一成議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番関 清貴議員

先ほどの議案で質問が少し不足していたのを、この31—2工区のほうで質問させていただきます。というのは、地域の皆様は一番言うのが、舗装した後にまた掘り返して舗装していると。下水道事業独自であればいいのですが、私が言いたいのは、これに側溝をつけるとなると、建設課と上下水道課の話というか、進捗の打ち合わせできちんとやらなければ、側溝をつけたと、そのときも舗装を周辺をかけたと、そして今度は下水道のほうの管を舗装するために、また掘り返して舗装をすると、そのようなきちんとした合理的でないのに住民の方々は非常に疑問を持つ場合があるのです。だから、そのようなことがないようなことを考えてしゃべっているかどうか、連絡を取り合って施工しているかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

下水道の工事に関しては、極力地域の皆様の生活に影響が出ないように下水道、あとは水道の工事も調整しながら進めております。また、側溝についても建設課のほうと技士同士協議しながら進めております。今後もその辺の連絡調整は徹底して、なるべく皆様に影響が出ないように進めていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

これは、私今まで言ったもののお願いですが、とにかく住民の皆様は最少の経費で最大の効果を望んでおります。そのようなことも考えて関係課できちんと打ち合わせを行って、手戻りのない、経費が多分にかかるようなことがないようにこれから施工していただきたいと思いますので、これは一応お願いとして申し伝えておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは、先ほど6番議員のほうで請負率のほうについてご報告させていただきたいと思います。まず、31—1工区のほうですが、0.9791、31—2工区のほうにつきましては0.9438の請負率となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 公共下水道山田管渠（31—2工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案審議上、時間が早いのですが、昼食のため休憩をいたします。

午前 11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開します。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、山田町議会広報の編集に関することについてを日程に追加し、追加日程第
1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第19、議案第58号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第58号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、予算全体の所要額を見直し、復興交付金事業や各種事務事業の今年度中の適正な事業執行を確保することを目的に編成を行ったものであります。なお、10月12日から13日にかけて通過した台風第19号の豪雨により発生した災害への応急復旧や被災者支援など緊急性の高い予算については現在予算編成中であり、まとめり次第速やかに専決処分により対応する必要があると考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

今回の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億231万9,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正、追加分であります。これまで議決をいただきました債務負担行為に、記載のとおり埋蔵文化財収蔵庫建設事業（復興交付金事業）について、期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を2億996万円とし、事業執行について複数年にわたる工期で契約の締結を可能にしようとする債務負担行為に追加しようとするものであります。

なお、7ページの第3表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについてご説明いたします。

9ページをお開きください。初めに、歳入であります。2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税1,100万円の増額は、1節森林環境譲与税の増によるものであります。

9款1項1目地方特例交付金1,122万6,000円の増額は、1節地方特例交付金の増によるものであります。

2項1目子ども・子育て支援臨時交付金1,667万7,000円の増額は、1節子ども・子育て支援臨時交付金の増によるものであります。

10ページをお開きください。10款1項1目地方交付税2億1,115万円の増額は、1節の普通交付税の増などによるものであります。これにより令和元年度の普通交付税予算計上額は28億5,694万9,000円、震災復興特別交付税の予算計上額は11億6,063万2,000円となるものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金744万9,000円の増額は、2節の子ども・子育て支援事業費国庫補助金の増などによるものであります。

次のページをごらんください。8目農林水産業費国庫補助金2,027万6,000円の増額は、1節の農林業系廃棄物処理加速化事業国庫補助金の増などによるものであります。

12ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,382万8,000円の増額は、1節土地売払収入の増によるものであります。

次のページをごらんください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億2,547万

6,000円の減額は、1節財政調整基金繰入金の減によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えた本補正予算時点での令和元年度末の現在高は62億900万円程度となる見込みです。

5目復興交付金管理運営基金繰入金2億824万6,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えた本年度末の現在高は71億1,300万円程度となる見込みです。

6目復興まちづくり基金繰入金6,001万円の増額は、1節復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これによる年度末の現在高は13億3,500万円程度となる見込みです。

8目公共施設等整備基金繰入金1,134万3,000円の増額は、1節公共施設等整備基金繰入金の増によるものであります。これによる年度末の現在高は6億8,800万円程度となる見込みです。

14ページをお開きください。19款1項1目繰越金3億1,804万1,000円の増額は、1節前年度繰越金の増によるもので、平成30年度からの実質収支額の全額を今回予算化するものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。15ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、19目財政調整基金費7,804万3,000円の減額は、25節財政調整基金積立金の減によるものであります。

21目その他基金費695万7,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるものであります。

16ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費701万2,000円の増額は、13節の山田地区本籍情報変更業務委託料の増などによるものであります。

次のページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,090万6,000円の増額は、23節の平成30年度被災者支援総合交付金返還金の増などによるものです。

18ページをお開きください。2項児童福祉費、5目子育て支援事業費1,243万4,000円の増額は、13節の子ども・子育て支援システム改修業務委託料の増などによるものであります。

20ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費931万円の増額は、19節の産地パワーアップ事業費補助金の増などによるものであります。

2項林業費、1目林業総務費1,132万3,000円の増額は、次のページをごらんください。13節の森林経営管理移行調査等準備業務委託料の増などによるものであります。

2目林業振興費3,579万1,000円の増額は、13節の農林業系廃棄物運搬処分業務委託料の増などによるものであります。

22ページをお開きください。3項水産業費、6目漁業集落防災機能強化費6,826万2,000円の増額は、23節の漁業集落防災機能強化事業財産処分返還金の増などによるものであります。

次のページをごらんください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,785万8,000円の増額は、15節町道維持補修工事費の増によるものであります。

24ページをお開きください。4項都市計画費、1目都市計画総務費1,866万7,000円の増額は、13節

山田町復興基図等作成業務委託料の増によるものであります。

2目土地区画整理費1,035万4,000円の増額は、15節の中央公園東屋設置等工事費の増などの増減によるものであります。

4目防災集団移転費9,857万4,000円の増額は、23節の防災集団移転促進事業財産処分返還金の増などによるものであります。

27ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費528万円の増額は、11節の光熱水費の増などによるものであります。

28ページをお開きください。5項社会教育費、2目文化費2億996万円の増額は、15節の埋蔵文化財収蔵庫建設工事費の増などによるものであります。

6項保健体育費、2目保健体育施設費1,094万3,000円の増額は、13節の社会体育施設耐震診断業務委託料の増などによるものであります。

次のページをごらんください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、5目水産業施設災害復旧費4,602万2,000円の増額は、23節の平成23年度漁港施設災害復旧事業国庫負担金返還金の増などによるものであります。

30ページをお開きください。2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費550万円の増額は、13節道路等災害復旧工事測量設計等業務委託料の増によるものであります。

2目単独土木施設災害復旧費780万円の増額は、15節災害復旧工事費の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億231万9,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

歳出全款の質疑を許します。7番。

○7番山崎泰昌議員

15ページです。7目の15節、これはちょっと説明をお願いします。

その同じページで、10目の15節、避難所トイレ改修工事費、これについても説明をお願いします。

次が22ページ、7款の2目15節、これは建てたばかりで、どこを改修するのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

1点目の町広告塔設置工事費の関係でございます。これは、役場前に設置されておりました山田町のキャッチフレーズがあったわけですが、「響きます 人・海・森のハーモニー」、これが復興事業によりまして撤去されたということで、今回新たなデザインで制作して再設置しようというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

それでは、続きまして避難所のトイレ改修についてでございますけれども、場所は豊間根小学校でございます。豊間根小学校の屋内運動場のトイレを改修するというものでございまして、当初予算で200万円ほど計上しておりましたが、設計の結果予算が不足ということで、今回200万円の増額をお願いしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

3点目のまちなか交流センターの改修についてですが、2階のエレベーターホールから交流スペースまで間仕切りがないというところで、これからの時期冷気が入って寒いと、暖房の効果がなくなることから、ガラスのパーティションを設置すると、あわせて今回日当たりがいい場所ですので、日よけのロールカーテンもあわせて設置するということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

1点目の広告塔はわかりました。復興事業での妨げになるからとったということなのではございますけれども、これは復旧事業みたいなので予算はもらえないのか。

2点目の豊間根小はわかりました。3点目もオーケーです。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

撤去した費用を復興事業で見れないのかということですが、道路事業に、役場に上がっていく道路の改修によって邪魔だということで、実際はかからなかったわけですが、のり面の整形のためにどうしても撤去が必要だということで撤去した部分、それとデザインも発泡スチロールをくっつけたような形のデザインだったので、字が欠けたりしておりましたので、今回新たにしましようということで今回計上させていただいたということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

最後は要望ですけれども、今まであったときの場所だとちょっと見えづらいところがあったので、そこだけはよく検討してください。

○議長（昆 暉雄）

要望として承らせていただきます。

ほかにありませんか。6番。

○6番黒沢一成議員

20ページが一番上のところですが、飼犬管理システム導入委託料と、そのすぐ下に使用料とあるのですが、ここの説明をお願いします。

それから、同じページの真ん中あたりに産地パワーアップ事業費補助金676万3,000円があるのですが、この内容についても説明をお願いします。

それから、24ページの上から5つ目に中央公園あずまや設置工事があるのですが、1,036万8,000円ですが、どんな感じのあずまやなのか。雨風、屋根があるだけのあずまやなのか、それとも建物のような形になるのかについて。

あと一つが、28ページの上から4段目に埋蔵文化財収蔵庫建設工事費があるのですが、これがどこにつくるものなのかもお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

私のほうからは、20ページの飼犬管理システム導入委託料と使用料について説明いたします。今現在使用しているシステムが導入後相当数時間を経過しまして、汎用性に欠けることから、今回新たなシステムを導入しようとして予算計上させていただきました。上段につきましては、システムを導入するための委託料でございます。そして、14節、システムの使用料につきましては、実際にそのシステムを使用する借上料というような形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、産地パワーアップ事業について説明いたします。これについては、国が意欲ある農家というふうに認めた団体に対しまして、事業費の2分の1を補助しようとするもので、今回は汎用コンバイン、播種機の購入ということで農業団体から計画が上がってきてございますので、これに対する

補助でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私からは、中央公園のあずまやの工事についてお答えします。中央公園には日差しを避けるものがないということで利用者の方から声が届いておりました。そこで、今回あずまやを1基設置しようとするものでございます。構造は、あずまや1棟、それからテーブル1台、ベンチ2台を備えたものというふうなことで進めたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

埋蔵文化財収蔵庫の建設場所についてご説明申し上げます。大沢第2地割の旧山田消防署用地に建設いたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

飼い犬管理システムのところなのですけれども、古くなったので新しくするという部分はわかるのですけれども、導入の委託と使用料と2つ必要になるというのがいま一つ理解できないので、もしできればもう少し説明をお願いします。

2つ目の産地パワーアップは、わかりました。

それから、あずまやなのですけれども、あずまやの普通幾らぐらいかかるかというのがわからないのですけれども、1,000万円なので結構立派な感じはするのですけれども、屋根がどれぐらいの面積と
いうか、広さがあるのかをお願いします。

あと同じく中央公園のところ、中央公園でボール遊びをしていてボールが道路のほうに転がって
いけないかという心配をよく聞くのですけれども、今までにそのようなことがなかったかどうかと、
あとフェンスを高くしたほうがいいのかということもよく言われるのですけれども、その点
についてどう考えているかをお願いします。

収蔵庫については、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

システムの導入の委託料と使用料の違いでございますけれども、導入の委託の部分につきましては、業者とのシステムの使用の打ち合わせですとか、こういったシステムを構築していくかなど、システムのセットアップなど全体的な部分の打ち合わせなどの導入に係る初期委託料になります。これは、1回限りです。下のシステムの使用料につきましては、そのシステムを使用するに当たっての借上料というような形になります。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私からは、中央公園の大きさということでございます。大きさは、4メートル掛ける4メートル、4メートル四方ということになっております。

それから、中央公園のフェンス、ボール遊び等で何かそういった声がないかということですが、現在そのような声は届いておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

飼い犬管理システムなのですけれども、これは打ち合わせの部分で導入委託料が発生するようなのですけれども、これは各市町村によって違うからということなのか、それともどこの市町村でも同じようなのを使うような気がするのですけれども、その点がちょっと市町村によって違うかどうかについて少し説明をお願いします。

あと中央公園のボール遊びに関しては、やっぱりフェンスを高くしたほうがいいのではないかと声をよく聞くので、できたばかりのころ特に、最近では聞かないわけですがけれども、実際そのようなことが見ないということなのかもしれないのですけれども、できればフェンスは高くしたほうがいいのではないかと思いますので、検討をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

各市町村で違うのかという問い合わせでございますけれども、画面の仕様ですとか、あるいは様式、紙に出したりする様式などが一部違うところはあると思いますけれども、本筋の部分についてはそんなに違いがあるものではないというふうに考えております。ただセットアップ、初期から、真っさらな状況からセットアップをすることになりますので、それに係る人件費等もかかってくるというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

中央公園のフェンスの件でございます。特に国道側のフェンスについて、そのような声を、ちょっと状況を聞きながら、ちょっと様子を見ながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番 関 清貴議員

私からは、28ページなのですが、先ほど質問がありました埋蔵文化財の関係で、このような建設工事ということで書いてあるのですが、埋蔵文化財だけなのか、それ以外にも考えているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あと、その前に申しわけないです。21ページの農林水産業費の13節委託料、森林経営管理意向調査等準備業務委託料とあるのですが、これの意向調査の対象となる方、どのような方法で委託するのか、その辺についてお聞かせください。

前後して申しわけないのですが、そして28ページに行きまして、10款教育費、6項保健体育費の3目学校給食施設費、これ学校給食受入施設改修工事費433万9,000円とありますが、これは箇所数と改修工事を行う学校名を教えてください。

そして、最後に30ページになりますが、11款災害復旧費、2目の単独土木施設災害復旧費とありますが、780万円、これはいつの災害で、何カ所の復旧工事の予算なのか教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

埋蔵文化財の収蔵庫でございますが、こちらのほうにつきましては埋蔵文化財の収蔵のみの施設となります。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、森林経営管理意向調査の対象をどのように選定するかということですが、林地台帳に、あるいは森林簿に記載されている林家に対して意向調査を実施する予定です。対象といたしましては、現時点では約85名、今後精査すれば前後するかと思います。基本的に85名と見込んでおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

学校給食の受け入れ施設改修工事についてでございます。工事する場所は豊間根小学校、中身については給食車が入る部分の舗装をするという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私からは、単独土木施設の災害復旧工事費についてお答えします。この工事は、8月末の低気圧の豪雨災害によるものでございます。道路5カ所、長林旧国道線、それから長林大浦線、旧スケート場付近でございます。それから、山の内大沢川線の2カ所、道路のり面崩落があります。それから、織笠外山線になります。河川は4カ所ございます。準用河川新田川2カ所、護岸洗掘等、それから白石川、長内川、護岸洗掘という内容になってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

それでは、済みません、ページごとに順を追って2回目の質問をさせていただきます。

森林経営管理者意向ですが、これは85名の方を対象にすると。調査なさるのはどういう方が調査するのか、町の職員が調査するのか。1,100万円も予算をとっていますので、それなりのコンサルに頼むのかなと思ったのですが、その辺について確認したいと思います。

2点目の埋蔵文化財については、文化財のほうで結構町には文化財として貴重なものがあると思いますが、埋蔵文化財だけでなく、それらの貴重な山田町の歴史を知ることができるような、そういうようなのも、そういうスペースはないのかどうかというのを確認したいと思います。

あと学校については、給食についてはわかりました。

そして、最後の災害復旧工事費ですが、この工事箇所が今回の被災でまた災害復旧を要するようなことになったのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

1点目の意向調査については、職員ではなくコンサルに依頼する予定、委託する予定としております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

埋蔵文化財収蔵庫について、展示するスペースがないのかということについてでございますが、こちらの事業は東日本大震災の復興事業に伴う交付金事業で行っておりまして、こちらの施設につきましては、こちらの発掘調査による出土品を収蔵するのみの事業ということになってございますので、展示するスペースはございません。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、私のほうからご質問にお答えします。

8月の豪雨災害と箇所が重複して増破している部分があるかというご質問でございますけれども、ただいまその部分については調査を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。1点だけお聞きいたします。埋蔵文化財の関係ですが、事業の趣旨とかそのようなので整理するというのはよくわかるのですが、あそこのスペースを利用して山田町のそういう収蔵するような貴重な資料をあそこ1カ所に、事業が違ってそこに収納して展示したほうが町民の皆さんもそういうのに触れる機会がふえていいのではないかと思うのですが、それらを考えられないかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

先ほど申し上げましたとおり、こちらの事業は復興庁との協議を経ておりまして、こちらのスペースにつきましては全て東日本大震災の事業によって復興調査による出土品のみを収蔵するものということでは認められてございませんので、ほかの展示品を展示するということではできないものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。5番。

○5番菊地光明議員

1点だけ確認したいと思いますが、今の埋蔵文化財の収蔵の建設工事費ですけれども、場所が旧消

防署とあるのですけれども、そうなると旧消防署の建物は壊すのかどうなるのか、そしてその前に建てるのか、それをまず確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

場所につきましては、旧山田消防署用地ということで、今のといいますか、旧消防署の前といいますか、国道側のほうの用地に建てるという形になります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

そうした場合、駐車場スペースとか何か、あそこには勤労者体育館もあるのですが、それらに影響はないと、そしてそのまま、旧消防署は依然としてそのまま残りますよという確認でよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

旧消防署の施設用地ですけれども、現在公共施設等利活用検討委員会のほうでそれらの施設も含めてどのような利活用方法ができるかというところを検討しておりますので、もう少し時間をいただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

わかりました。その利活用検討委員会で決めたとき、利活用を図る場合の駐車スペースとか何かの影響があるのではないかなと思って、それらを勘案して利活用検討委員会でしないといけないのではないかなと。今の状態だと、そのまま旧消防署が残ってしまうと、駐車スペースが多分ゼロ、例えば勤労者体育館を利用している方々に駐車スペースがなくなるのではないかなと懸念されますが、それらはないのであれば、どうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

現在の勤労者体育館、こちらのほうで使用している駐車場に支障はないものと考えてございます。

（「今のは言い切っているのかどうかかわからないけれども」

と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

そういう今生涯学習課長が提案されましたが、精査をして、言い切っているのかどうか検討なさるといふのならわかるけれども、そのものを訂正するなら今の訂正をしていただいで、協議をしていただきたい。生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

勤労者体育館の駐車場につきましては、こちらの建設に合わせて駐車できるかどうか確認をしながら建設のほうを進めていきたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長、答弁願ひます。

○副町長（甲斐谷義昭）

議員おっしゃるようひ、そういう懸念もござひますので、その辺は関係課を集めて周到に計画を検討したいと思ひますので、ご理解をお願いしひます。

○議長（昆 暉雄）

総合的に判断をするというご意見でござひますので、ご理解賜りひます。5番。

○5番菊地光明議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わひひます。

討論ござひひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めひます。

これから議案第58号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第2号）を採決しひます。

本案は原案のとおり決するにひご異議ありひませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めひます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されひました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第20、議案第59号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

議案第59号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,345万8,000円としようとするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものを順にご説明申し上げます。5ページをごらんください。歳入であります。7款1項1目繰越金8,287万8,000円の増額は、前年度からの繰越金によるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費6,033万8,000円の増額は、居宅介護サービス給付費などの見込みの増によるものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費120万円の増額は、介護予防住宅改修給付費などの見込みの増によるものであります。

8ページをお開きください。3項1目その他諸費1,020万円の増額は、特定入所者介護サービス費などの見込みの増によるものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び返還金1,113万8,000円の増額は、前年度事業の精算による国庫負担金などの返還金によるものであります。

9ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,345万8,000円としようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。7番。

○7番山崎泰昌議員

歳出全款でお願いします。見込み、見込みということで、増額、増額で来ているのだけれども、当初予算で見れなかったという理由は何か。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

ただいまのご質問でございます。当初予算からの増額の方でございますが、4月から8月の今回の実績を加味いたしまして、10月から介護保険報酬の増額が出てまいります。その分を加味して再確認

をしたところで増額が見込まれることから、増額をさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

済みません、ちょっと回りくどくてあれだけれども、システムが変わったからこれが出てきたというところでいいのだね。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

失礼いたしました。10月から介護報酬の増額が出てくるという分が当初予算で見込んでございましたので、その分を確認したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第59号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第21、認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

平成30年度山田町水道事業会計決算書の決算報告書1ページをお開きください。収入、支出とも款の決算額でご説明いたします。

(1)、収益的収入及び支出についてであります。初めに収入ですが、これは主に水道料収入によるもので、第1款水道事業収益、決算額3億6,437万3,018円となっております。

続きまして、支出についてであります。これは、水道事業を行うためにかかった費用で、第1款水道事業費用、決算額3億1,614万5,575円となっております。

3ページをごらんください。(2)、資本的収入及び支出についてであります。初めに、収入についてであります。これは、施設の建設改良事業等に伴う収入で、第1款資本的収入、決算額4億3,228万4,360円となっており、主なものは災害復旧事業等に係る国、県補助金並びに震災特別交付税等であります。

続きまして、支出についてであります。これは、施設の改良事業等に要した費用で、第1款資本的支出、決算額は5億9,298万9,958円となっております。一番下に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,070万5,598円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,659万8,627円並びに過年度分損益勘定留保資金1億2,410万6,971円で補填しております。

次のページからは、財務諸表、決算附属書類などとなっております。

6ページをお開きください。損益計算書です。下から4段目に記載のとおり、当年度純利益は4,290万6,855円となっております。

7ページから8ページは剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。当年度純利益4,290万6,855円を下の方、下から4行のとおり、減債積立金に250万円、利益積立金に250万円、建設改良積立金に3,790万6,855円を積み立てております。

9ページから10ページの貸借対照表は省略いたします。

12ページをお開きください。事業報告書です。1、概況、(1)、総括事項ですが、平成30年度の水道事業は、安全で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧事業を進めてまいりました。事業費では、事業収入が前年度に比べて81万円の減収、事業費用は前年度に比べて598万4,000円の増額となり、当年度純利益は前年度より679万4,000円減の4,290万7,000円となりました。

ア、施設の整備状況ですが、災害復旧事業の繰り越し事業として、山田町山田地区復興整備事業平成29年度業務委託、大沢地区配水管布設替工事などを行いました。

イ、利用の状況ですが、給水栓は8,657栓で、前年度と比較して4栓の減、給水人口は1万4,639人で、前年度と比較して287人の減、年間有収水量は141万1,308立方メートル、前年度と比較して2万3,400立方メートルの減となりました。

18ページにキャッシュ・フロー計算書、19ページに収益費用明細書、23ページに資本的収入支出明細書、25ページに固定資産明細書、27ページに企業債明細書を添付しております。

以上、平成30年度山田町水道事業会計決算の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ここでお諮りします。認定第1号は山田町議会先例58により、議長を除く議員全員による決算特別委員会を設置し、委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長を除く議員全員による決算特別委員会を設置し、委員会に付託することに決定しました。

なお、委員長、副委員長につきましては、山田町議会委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、直ちに委員会を開催し、互選結果を議長に報告願います。

委員長の互選に当たっては、山田町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が臨時にその職務を行うよう申し添えます。

それでは、暫時休憩します。

午後 1時52分休憩

午後 2時02分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開します。

決算特別委員会での委員長、副委員長の互選結果を報告します。

委員長は阿部幸一君、副委員長は関清貴君、以上報告します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第22、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります狩野真理子さんが令和元年12月31日をもって任期満了を迎えるため、その後任の推薦について過日盛岡地方法務局長より依頼がありました。ついては、現職の狩野真理子さんを再任候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴について資料によりご説明いたします。氏名、狩野真理子。生年月日、昭

和21年5月27日生まれ、現在73歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町飯岡第2地割1番地4。最終学歴、岩手県立宮古高等学校卒業。主たる経歴、山田町役場職員を退職後、平成20年1月1日より人権擁護委員の委嘱を受け、現在4期目であります。

なお、再任候補者推薦に当たっての留意事項は、年齢が任命時点において75歳未満であること、任期中の活動状況が良好であることなどであります。狩野真理子さんは、これらの条件を満たしておりますので、ここに推薦するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これから意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第23、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります貫洞征功さんが令和元年12月31日の任用期限を迎えるため、その後任の推薦について過日盛岡地方法務局長より依頼がありました。ついては、貫洞征功さんの後任として佐々木祥子さんを新任候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴についてご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐々木祥子。生年月日、昭和30年7月28日生まれ、現在64歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割159番

地45。最終学歴、千葉敬愛短期大学卒業。主たる経歴、山田町立大浦小学校長、山田町立山田中学校
学校運営協議会委員を歴任しております。

なお、新任候補者推薦に当たっての留意事項は、年齢が委嘱時点で68歳以下であること、また任期中の活動が十分期待できることなどであります。佐々木祥子さんは、これらの条件を満たしておりますので、ここに推薦するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これから意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第24、同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番佐藤克典君の退場を求めます。

（8番佐藤克典議員退場）

○議長（昆 暉雄）

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。
地方自治法第196条第1項の定めにより、議会選出監査委員として佐藤克典氏を選任することについて同意をお願いするものでございます。なお、選任は議員の任期までとなっております。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐藤克典。生年月日、昭和32年2月13日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町荒川第9地割41番地2。最終学歴、岩手県立盛岡農業高等学校卒業。主たる経歴、山田町役場農林課長、山田町議会議員。

以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを無記名投票により採決します。

議場の閉鎖をします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は12名であります。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に4番豊間根信君、5番菊地光明君、6番黒沢一成君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、立会人に4番豊間根信君、5番菊地光明君、6番黒沢一成君を指名します。

投票用紙を配付します。

（職員により投票用紙配付）

○議長（昆 暉雄）

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案を可とする者は賛成、否とする者は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とすることになっております。

投票用紙の配付漏れございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認）

○議長（昆 暉雄）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長（福士雅子）

1 番昆清議員、2 番阿部吉衛議員、3 番吉川淑子議員、4 番豊間根信議員、5 番菊地光明議員、6 番黒沢一成議員、7 番山崎泰昌議員、9 番木村洋子議員、10 番関清貴議員、11 番横田龍寿議員、12 番坂本正議員、13 番阿部幸一議員。

（事務局長の点呼により投票）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。4 番豊間根信君、5 番菊地光明君、6 番黒沢一成君、立ち会いをお願いします。

開票してください。

（職員が開票事務を行い、立会人が確認）

○議長（昆 暉雄）

開票の結果を報告します。

投票総数12票、賛成12票、反対ゼロ。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

（職員により議場開鎖）

○議長（昆 暉雄）

8 番議員の入場を許可します。

（8 番佐藤克典議員入場）

○議長（昆 暉雄）

8 番佐藤克典議員に申し上げます。同意第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、山田町議会広報の編集に関することについて議題とします。

ここでお諮りします。本件については、既に全員協議会でご協議申し上げておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

これより山田町議会広報の編集に関することについてを採決します。

議題資料のとおり、山田町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、山田町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定しました。

ただいま設置された山田町議会広報編集特別委員会の委員については、山田町委員会条例第5条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここでお諮りします。

1番昆清君、2番阿部吉衛君、4番豊間根信君、5番菊地光明君、11番横田龍寿君、13番阿部幸一君、以上6名を委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した6名を山田町議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長につきましては、山田町議会委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、直ちに委員会を開催し、互選結果を議長に報告願います。

委員長の互選に当たっては、山田町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が臨時にその職務を行うよう申し上げます。

それでは、暫時休憩をします。

午後 2時27分休憩

午後 2時49分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開します。

議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告します。

委員長は菊地光明君、副委員長は昆清君。

以上、報告します。

○

○議長（昆 暉雄）

次に、日程の変更についてお諮りします。

ただいま常任委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の所管事務の継続調査申し出並びに決算特別委員会の閉会中の継続審査申し出が提出されましたので、これを日程に追加し、お手元に配付の日程のとおり変更したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長（富士雅子）

令和元年10月25日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、関清貴。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件。令和元年台風19号の被害に関することについて、学校給食について、地域公共交通について。

2、理由。本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

令和元年10月25日、山田町議会議長、昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、菊地光明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件。令和元年台風19号の被害に関することについて。

2、理由。本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、山田町議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(福士雅子)

令和元年10月25日、山田町議会議長、昆暉雄様。山田町議会広報編集特別委員会委員長、菊地光明。山田町議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件。山田町議会広報の編集に関する事項。
- 2、理由。本件調査に当たり、閉会中もなお調査が必要なため。
- 3、期限。現在の山田町議会広報編集特別委員の任期満了まで。

○議長(昆 暉雄)

本案も山田町議会会議規則第69条の規定により、委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第4、決算特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(福士雅子)

令和元年10月25日、山田町議会議長、昆暉雄様。決算特別委員会委員長、阿部幸一。

決算特別委員会の閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件。平成30年度山田町水道事業会計決算の認定について。
- 2、理由。本件審査に当たり、閉会中もなお審査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案も山田町議会会議規則第69条の規定により、委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会とします。

午後 2時55分閉会

上記の経過は会議録音テープを写したものであるが、その内容に相違ないことを認めるためにここに署名する。

令和元年10月25日

山田町議会 議長

議員

議員

議員